

地域支援事業の全体像

<改正前>

介護保険制度

<改正後>

【財源構成】

- 国 25%
- 都道府県 12.5%
- 市町村 12.5%
- 1号保険料 22%
- 2号保険料 28%

介護給付 (要介護1~5)

改正前と同様

予防給付 (要支援1~2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

事業に移行

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

全市町村で実施

多様化

介護予防事業
又は**介護予防・日常生活支援総合事業**

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

【財源構成】

- 国 39.0%
- 都道府県 19.5%
- 市町村 19.5%
- 1号保険料 22%

地域支援事業

地域支援事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- ・ 介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

→

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
- **在宅医療・介護連携推進事業**
- **認知症施策推進事業**
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- **生活支援体制整備事業**
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

充実

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

→

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

総合事業の構成

総合事業

介護予防・生活支援
サービス事業(サービス事業)

訪問型サービス

- ① 現行の訪問介護相当
- ② 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③ 訪問型サービスB(住民主体によるサービス)
- ④ 訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
- ⑤ 訪問型サービスD(移動支援)

通所型サービス

- ① 現行の通所介護相当
- ② 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③ 通所型サービスB(住民主体によるサービス)
- ④ 通所型サービスC(短期集中予防サービス)

その他の生活支援
サービス

- ① 栄養改善を目的とした配食
- ② 住民ボランティア等が行う見守り
- ③ 訪問型サービス、通所型サービスに準ずる自立支援に資する生活支援

介護予防ケアマネジメント

一般介護予防事業

- ① 介護予防把握事業
- ② 介護予防普及啓発事業
- ③ 地域介護予防活動支援事業
- ④ 地域リハビリテーション活動支援事業